

令和5年7月28日

芦屋町指定有形文化財の新規指定について

1 指定の考え方

芦屋町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって芦屋町民の文化的向上に資するとともに、我国文化の進歩に貢献することを目的とする。(芦屋町文化財保護条例第1条第1項より抜粋)

2 指定の根拠法令 ※資料3-1、資料3-2 参照

「芦屋町文化財保護条例」及び「芦屋町文化財保護条例施行規則」

3 指定の対象

以下の2件を指定の対象とする。

①金屋遺跡出土品2点（芦屋釜鋳型1点、こしき炉基底部1点）※資料3-3 参照

区別：有形文化財

所在地：遠賀郡芦屋町大字山鹿1200 芦屋町歴史民俗資料館

所有者（保管・管理）：芦屋町（芦屋町歴史民俗資料館）

②合戦ヶ原出土素文平釜 1点 ※資料3-4 参照

区別：有形文化財

所在地：遠賀郡芦屋町大字山鹿1200 芦屋町歴史民俗資料館

所有者（保管・管理）：芦屋町（芦屋町歴史民俗資料館）

4 指定までのスケジュール（案）

7月28日 文化財保護委員会、指定対象に関する意見聴取

11月 芦屋町文化財保護委員会へ諮問・実物資料調査（資料館）・審議

令和6年3月 答申

未定 指定を告示・芦屋町文化財保護台帳作成

芦屋町文化財保護条例 ※抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、同法の規定及び福岡県文化財保護条例(昭和 30 年福岡県条例第 25 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、芦屋町(以下「町」という。)の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって芦屋町民の文化的向上に資するとともに、我国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 町長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 町指定有形文化財

(指定)

第4条 町長は、町の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項及び県条例第 4 条第 1 項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち町にとって重要なものを芦屋町指定有形文化財(以下「町指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をするときは、町長は、芦屋町文化財保護委員会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第 1 項の規定による指定は前項の規定による告示があった日からその効力を生じる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

芦屋町文化財保護条例施行規則 ※抜粋

(指定の申請)

第2条 条例第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項及び第32条第1項の規定に基づく指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて町長に申請しなければならない。

- (1)** 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の区別
- (2)** 名称及び員数
- (3)** 所在地
- (4)** 所有者及び権原に基づく占有者並びに管理責任者又は保持者及び保持団体の氏名(保持団体にあっては代表者)又は名称及び住所
- (5)** 現状
- (6)** 法量
- (7)** 由来、徴証、伝説、作者、伝来等
- (8)** その他参考となる事項

(台帳)

第15条 町長は、次に掲げる事項を記載した芦屋町文化財台帳を備えるものとする。

- (1) 文化財の名称及び員数
- (2) 所有者及び権原に基づく占有者並びに管理責任者又は保持者若しくは保持団体の氏名又は名称及び住所
- (3) 指定書(認定書)の記号番号及び指定年月日
- (4) 指定当時の状況
- (5) 創建又は創始及び沿革
- (6) 指定の理由
- (7) 指定後の経過

【指定案件】

1 文化財の表示

(1)	種別	有形文化財（考古資料）
(2)	名称及び員数	金屋遺跡出土品 2点（芦屋釜鋳型1点、こしき炉基底部1点）
(3)	所在地	芦屋町歴史民俗資料館（芦屋町大字山鹿 1200）
(4)	所有者	芦屋町（芦屋町歴史民俗資料館）
(5)	現状	<p>【芦屋釜鋳型】 真形釜の鋳型の一部である。外型の幅置（はばき）および羽部、胴部の一部で器になる部分は青白色に還元されている。径約 3mm の霰が胴部を巡り、真形釜特有の曲面を持つ羽が確認できる。</p> <p>【こしき炉基底部】 鉄や青銅を溶かすための溶解炉であるこしき炉の基底部である。直径 10～15cm の石を円形に敷き詰め、周囲を粘土で固めている。これはこしき炉を固定するとともに、水分を遮断するためであったと考えられる。敷石の一部は熱を受け変色している。炉の周辺からは、炉壁の一部や鉄滓も出土している。</p>
(6)	法量	<p>【芦屋釜鋳型】 高さ 5.0cm、幅 11.9cm、奥行 6.3cm</p> <p>【こしき炉基底部】 約 75cm（基礎部分全体の直径）</p>
(7)	由来、伝来等	
(8)	その他参考となる事項	

2 文化財の概要

本文化財が出土した金屋遺跡は、芦屋町中ノ浜に所在し、旧字名は「金屋」である。三里松原砂丘の東端、遠賀川に面し、海岸にほど近い場所に位置している。これまで芦屋町教育委員会によって行われた平成 5 年度の試掘調査、平成 6 年度と平成 7 年度の発掘調査では、こしき炉とよばれる溶解炉の炉壁、羽口鋳型やこしき炉を据えたとみられる焼結層、茶の湯釜の鋳型等が出土し、鋳造遺構であることが確認された。特に、出土した茶の湯釜の鋳型は、芦屋釜の鋳型であると断定できるものであり、芦屋釜の生産遺跡としての当遺跡の重要性を決定づけるものとなった。また、平成 10 年度と 11 年度の発掘では、自然石と粘土で構築されたこしき炉の基底部が出土し、当時の溶解装置の一端が判明する貴重な発見となった。なお、平成 15 年度に行われた調査では、鋳造遺構は検出されていない。

芦屋釜鋳型は、外型の幅木（はばき）及び羽部、胴部の一部であり、高さ 5.0cm、幅 11.9cm、奥行 6.3cm を測る。胴部には径約 3mm の霰文が施文されており、羽は真形釜に特徴

的な鋳羽（しころば）とよばれる形状である。鋳型より推定される製品は胴径 28cm、羽径 30cm であり、大ぶりの真形釜であったと考えられる。本資料は、芦屋鋳物師の活動が衰退し、廃絶する時期である 16 世紀初めから 17 世紀初頭頃に位置付けられる。

こしき炉基底部は、金属を溶かすための溶解炉を据えるための部分である。こしき炉基底部の構造は、地面にくぼみを作って粘土を貼り、ガラス化したこしき炉の炉体破片（過去に使用した炉壁の破片）を置き、その周囲に平らな自然石を敷いて粘土で固めている。作業時には、この基底部の上にこしき炉を構築する。共伴遺物からの年代推定はできないが、資料の用途と遺跡の性格から芦屋鋳物師活動期の室町時代の遺構であることは明らかであり、工房廃絶とともに遺棄されたものと考えられる。

これらの資料のうち、芦屋釜鋳型については、樹脂含侵による保存処理を行っている。

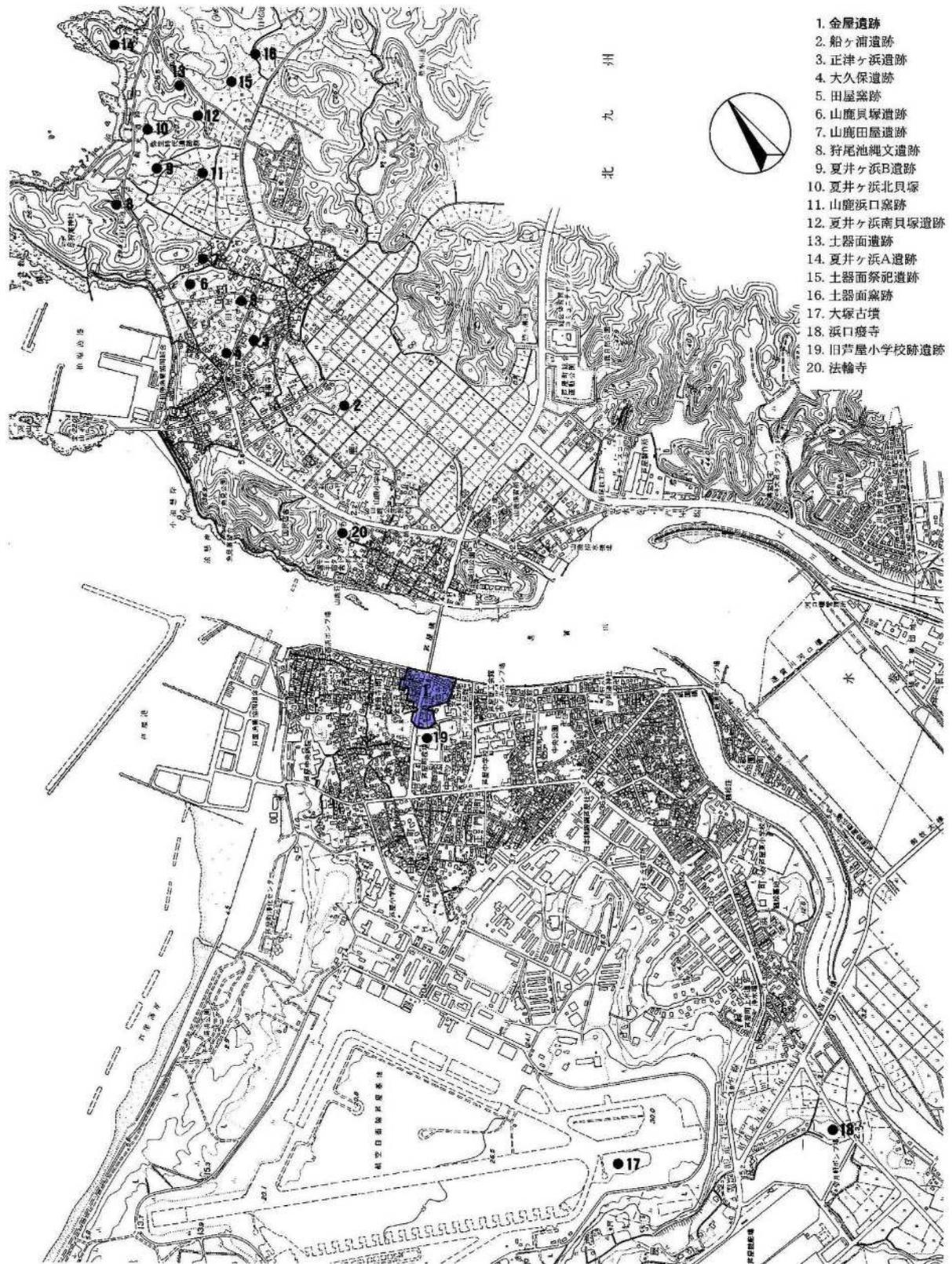
3. 指定の理由

金屋遺跡は、室町時代を中心に、当地において茶の湯釜や梵鐘等を製作した芦屋鋳物師の生産遺跡であり、その出土品は彼らの活動による鋳造遺物を中心としている。芦屋鋳物師が残した作品の中でも、特に鉄製の茶の湯釜は「芦屋釜」とよばれ、茶道の世界だけでなく、美術工芸品としても広く知られている。芦屋釜の特徴は美しい形と文様である。形は「真形（しんなり）」とよばれる形状であり、胴部には霰文や絵画文様等を表すことが多い。金屋遺跡から、霰文様が表された真形釜鋳型の一部が出土したことで、芦屋釜の生産遺跡であることが確実となったことは重要である。あわせて、こしき炉による溶解炉が出土したことより、芦屋鋳物師の生産活動の一端が判明したことも、重要な成果である。以上のように、金屋遺跡から出土した芦屋釜鋳型及びこしき炉基底部は、芦屋町にとって学術的価値が高いことから、指定しようとするものである。

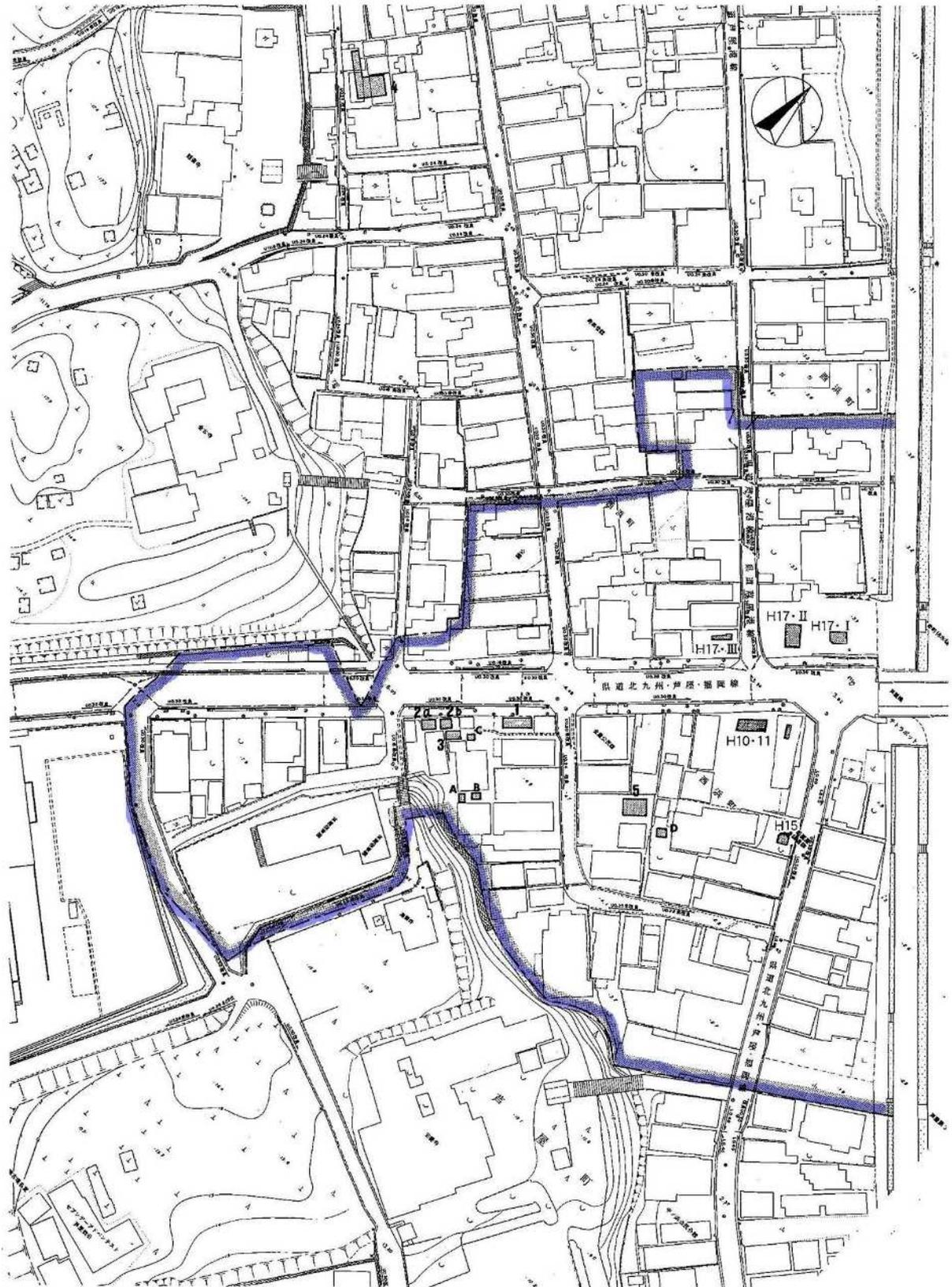
【参考文献】

芦屋町教育委員会『筑前金屋遺跡』（芦屋町文化財調査報告書第 7 集）1995

芦屋町教育委員会『筑前芦屋津金屋遺跡Ⅱ』（芦屋町文化財調査報告書第 15 集）2006

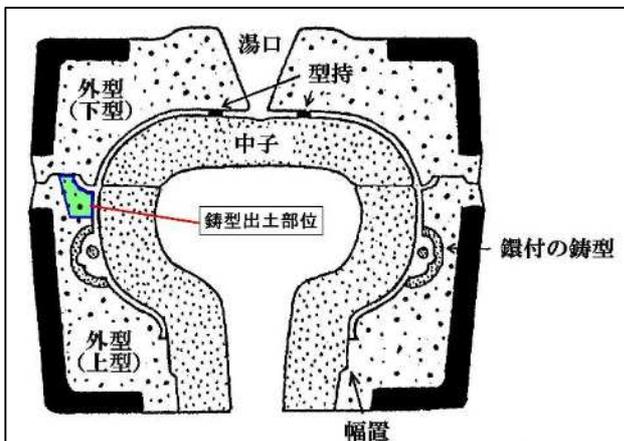
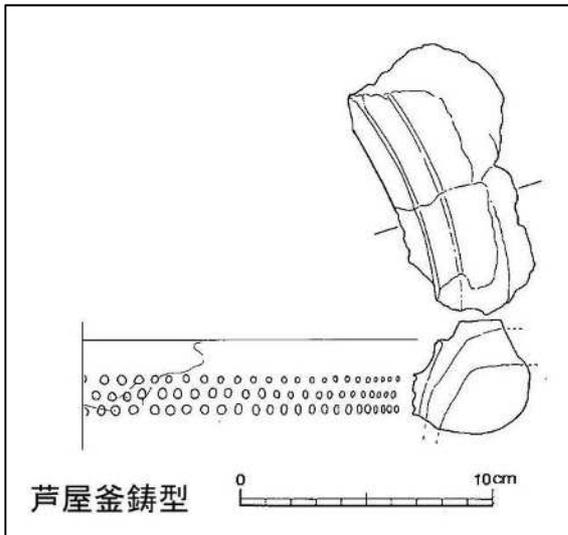


金屋遺跡周辺遺跡分布図

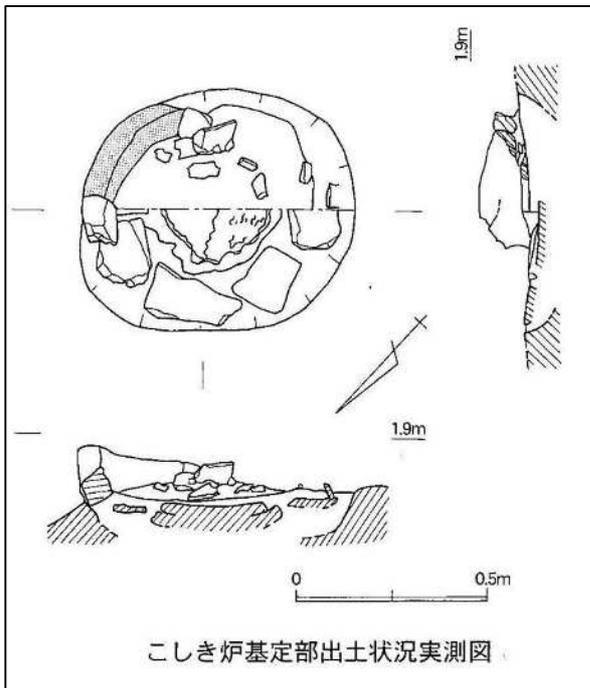


金屋遺跡周辺地形図・トレンチ配置図 (1/1,500)
 (内は旧金屋地区)

【芦屋釜鋳型】



【こしき炉基底部】



【指定案件】

1 文化財の表示

(1)	種別	有形文化財（考古資料）
(2)	名称及び員数	合戦ヶ原出土素文平釜 1点
(3)	所在地	芦屋町歴史民俗資料館（芦屋町大字山鹿 1200）
(4)	所有者	芦屋町（芦屋町歴史民俗資料館）
(5)	現状	鑄鉄製。全体をさびに覆われているが、その造りは精巧である。取っ手は本体とは別製で、接続部に花形の座金を用いるなど、細部に配慮されている。共蓋が付属する。樹脂含侵による保存処理が行われている。
(6)	法量	胴径（羽を除く）29.4cm、口径 18.8cm、高さ 14.5cm
(7)	由来、伝来等	合戦ヶ原とよばれる砂山から出土。出土状況は不明。
(8)	その他参考となる事項	

2 文化財の概要

昭和 33（1958）年 7 月、芦屋町の合戦ヶ原とよばれる砂山（当時は砂取場）の頂上から 5～8 m 下の地点で発見された。共伴遺物は無く、詳細な出土状況は不明である。

形は平釜で、口部には低い繰りを施し、胴部の直羽（すぐは）には鑲をつける。口造りは、門がきっちりと立ち、手抜きが無い仕事ぶりがうかがえる。鑲を取り付ける金具は釜の本体とは別製になっている。金具を釜に装着するにあたり、金具の下に花形の座金が置いてあり、製作者の細かい配慮がうかがえる。

蓋は釜と同じく鑄鉄製で、直径 21.1cm である。摘みは円柱状の突起に孔があいており、飾り気は無い。蓋裏には、本体の口部にきっちりとハマるよう、一条の突起を設ける。

茶の湯に用いたものか、一般の煮炊き用かは不明だが、おそらく後者の方であったと考えられる。中子造型は、芦屋鑄物師に伝わる挽き中子法によるものと思われ、芦屋鑄物師に関連する作品とみられる。作品の製作年代は、芦屋鑄物師活動期の室町時代に位置付けられる。

なお、全体をさびに覆われているが、樹脂含侵による保存修理を行っている。

3. 指定の理由

出土状況は不明だが、芦屋鑄物師が活動した金屋地区に近い場所から出土していることは注目される。また、全体がさびに覆われているものの、その造りは精巧である。中子造型は芦屋鑄物師に伝わる挽き中子法によるものと考えられ、芦屋鑄物師に関連する資料とみてよい。

芦屋鑄物師関連資料として、芦屋町にとっても学術的価値が高いことから、指定しようとするものである。

【参考文献】

芦屋町教育委員会『芦屋町制百周年記念 芦屋釜展』1991

芦屋町教育委員会『芦屋鋳物調査報告書第1集 芦屋釜及び関連資料（平釜、広口釜、香炉）』
2011

芦屋町教育委員会『芦屋釜の図録』2019

【合戦ヶ原出土素文平釜】

